

ご 案 内

当院は、厚生労働大臣が認定した健康保険法等で規定される保険医療機関です。

平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣が定める掲示事項」は、下記の通りです。

【入院基本料に関する事項】

● 1病棟 精神療養病棟 55床

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 16時50分～ 0時40分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は28人以内です。
- ・ 0時40分～ 8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は28人以内です。
- (7時30分～ 8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は19人以内です。)
- (8時30分～10時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は11人以内です。)
- (16時00分～16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は10人以内です。)
- (16時50分～19時00分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は14人以内です。)

● 2病棟 精神療養病棟 55床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 16時50分～ 0時40分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は28人以内です。
- ・ 0時40分～ 8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は28人以内です。
- (7時30分～ 8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は19人以内です。)
- (8時30分～10時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は11人以内です。)
- (16時00分～16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は10人以内です。)
- (16時50分～19時00分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は14人以内です。)

● 3病棟 認知症治療病棟 46床

当病棟では、1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ・ 16時50分～ 0時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は46人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は46人以内です。
- ・ 0時40分～ 8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は46人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は46人以内です。
- (8時30分～10時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。)
- (16時50分～19時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は46人以内です。)
- (17時30分～19時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。)

● 5病棟 精神一般病棟 52床

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 16時50分～ 0時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です。
- ・ 0時40分～ 8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です。
- (7時30分～ 8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。)
- (8時30分～10時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。)
- (16時00分～16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。)
- (16時50分～19時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。)

● 7病棟 精神科急性期治療病棟 48床

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ・ 16時50分～ 0時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は47人以内です。
- ・ 0時40分～ 8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。看護補助者の配置はありません。
- (7時30分～ 8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は47人以内です。)
- (8時30分～10時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。)
- (16時00分～16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は16人以内です。)
- (16時50分～19時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は47人以内です。)

【地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項】

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- | | | |
|--|--|---|
| ☐ 精神療養病棟入院料 | ☐ 看護配置加算 | ☐ 精神科地域移行実施加算 |
| ☐ 認知症治療病棟入院料1 | ☐ 精神科身体合併症管理加算 | ☐ 精神科急性期治療病棟入院料1 |
| ☐ 検体検査管理加算(1) | ☐ 認知症専門診断管理料 | ☐ 精神病棟入院基本料(15対1) |
| ☐ 薬剤管理指導料 | ☐ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料 | ☐ 精神科ショート・ケア「大規模なもの」 |
| ☐ 精神科作業療法 | (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。) | ☐ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」 |
| ☐ 精神科応急入院施設管理加算 | ☐ 医療保護入院等診療料 | ☐ 精神科デイ・ナイト・ケア |
| ☐ 依存症入院医療管理加算 | ☐ 認知療法・認知行動療法1 | ☐ CT撮影(16列マルチスライスCT) |
| ☐ 精神科急性期医師配置加算 | ☐ 感染対策向上加算3 | ☐ 入院ベースアップ評価料 |
| ☐ 医療安全対策加算2 | ☐ 患者サポート体制充実加算 | ☐ 認知症患者リハビリテーション科 |
| ☐ 後発医薬品使用体制加算1 | ☐ 早期診療体制充実加算 | ☐ 経頭蓋磁気刺激療法 |

2. 当院は、入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

【明細書の発行状況に関する事項】

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

【長期収載品の処方に係る保険外併用療養費】(選定療養)

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額)が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため、公費の適応にはなりません。

【療養の給付と直接関係のないサービス事項】

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

☐ テレビ・冷蔵庫使用料:110円(1日につき・税込)

個室 10室 711号室、712号室、713号室、715号室、716号室、717号室、718号室、720号室、721号室、722号室

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用の徴収や、『施設管理費』等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

☐ 付添費:110円(1人1日につき・税込)

【保険外併用療養費に係る事項】

特別の療養環境の提供 当院は、室料差額を負担して頂く病室が下記の通り6室7床あり、地方厚生(支)局長へ報告しています。これら以外の病室については、室料差額は頂きません。

☐ 2病棟 特別室 1床1室:218号室 (1日につき 1,650円 税込)

個室 1床3室:220号室、221号室、222号室 (1日につき 1,100円 税込)

2人室 2床1室:223号室 (1日につき 550円 税込)

☐ 7病棟 個室 1床1室:722号室 (1日につき 1,100円 税込)

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

☐ 預かり金管理料:55円(1日につき・税込)

令和7年6月1日

公益財団法人正光会 宇和島病院

院長 山内 宏治